



# 夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：平成26年6月1日～9月9日】

第3号

7月号

7月(7月25日現在)も管内は死亡災害がゼロ！！

ただ、脚立の使い方など依然として危険な作業が多くみられます。重篤な災害も多数発生しています。

## 夏季死亡災害ゼロ101日運動

101日運動は、平成9年度から、毎年この時期(6月1日～9月9日)に展開され、今年度は18年目となりますが、近年は4年連続で死亡労働災害が発生しています。

昨年の期間中には3人が亡くなり、6月、7月、8月と続けてでした。

今年は6月～7月は死亡ゼロとなっています。

残り1ヶ月ゼロ災に向けてみんなで頑張りましょう！！



### 最近の主な災害事例！

【業種複数】 熱中症「複数件あり」「不休」

【ビルメンテナンス業】 草刈作業中に足長蜂に手袋の上から右手甲を刺され、近くにある自宅に戻り薬をつけ再び作業に戻ったが、意識がなくなり倒れた。「蜂刺され・休業5日」

【建設業】 資材置場で吊上荷重2.9tのトラック積載型クレーン(ユニック)を使用して敷鉄板(荷)を積み重ねての片付け作業で、荷の誘導中に手を離さず荷と荷の間に指を挟んだ。「指骨折」

【建設業】 住宅増築工事で、2m以上の移動梯子を地上から屋根にかけ、ひさし部分への角材の取付作業を行っていたところ、足を踏み外し、一階たたきに腰から墜落した。「大腿骨折」

【建設業】 住宅新築工事で、足場から約1m上にある桁に上った際、さらに約1m上にある足場の火打単管に頭をぶつけてバランスを崩し、足場と躯体の隙間(30cm以上あり)から4m超下のコンクリートたたきに墜落した。「肩脱臼など」

【製造業】 長尺物で丸まっている針金を測っていたところ、針金を動かした反動で先端が目にあたった。「角膜はく離」

【製造業】 ドラグ・ショベルを使用してチップの上で転圧作業していたところ、段差のあるところまで行きすぎたため旋回して戻ろうとしたところ、バランスが崩れて転倒した。「休業1日・全身打撲」

### 県内の死亡災害発生状況(6月下旬～7月下旬)

7月5日、花巻監督署管内で、建設業において死亡労働災害が発生しました。

内容は、『基礎コンクリート打設後に、型枠に付着した、こぼれたコンクリートの洗浄作業を高圧洗浄機で行なった作業終了後、コンクリート打設用の高さ約1.8mの足場から前向きに墜落し、小物部材運搬用の鋼製籠の天端角に腹部を強打し、翌日、肝臓破裂による出血性ショックにより死亡した。』という内容です。

#### 【同種災害防止の水平展開】

法律上での墜落防止の高さの基準として「2m」があります。では、「2m未満であれば安全か!？」ということとそんなことはありません。

起因物	0.5m以上		1m以上		2m以上		不明	計
	0.5m未満	1m未満	2m未満	5未満	5m以上			
トラック	0	0	4	0	0	0	0	4
はしご等	0	0	0	5	0	2	0	7
足場	0	0	1	4	2	0	0	7
階段・棧橋	0	0	0	0	0	0	0	0
開口部	0	0	0	0	0	1	0	1
屋根・梁・もや・桁・合掌	0	0	0	2	4	0	0	6
作業床・歩み板	0	0	0	0	1	0	0	1
通路	0	0	0	2	0	0	0	2
建築物・構築物	0	0	0	0	2	1	0	3
機械設備等の上	0	1	2	0	1	0	0	4
計	0	1	7	13	10	4	0	35

この表は平成15年以降の岩手県内での全産業における墜落による死亡労働災害の状況です。

やはり「2m以上」が多数を占めています。

しかし、「2m未満」も4分の1を占めています。

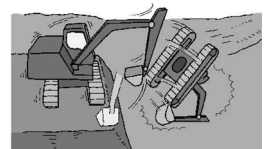
中には「0.5m以上1m未満」という死亡労働災害もあります。

今年度の夏季死亡災害ゼロ101日運動の重点は「高さ50cm以上からの墜落災害を防ごう」としています。50cmは膝くらいの高さです。また、具体的な取組事項として「職場内に潜む「高い場所」を探しましょう。また、墜落防止方法を考えましょう。」としています。探すというのはリスクアセスメントとも言えます。

死亡災害は絶対に起こさない 危険とは何か? 危険=50cm以上 50cm以上の場所を探しましょう!!

### 重機の転倒が管内だけで毎月起きています！

4月、5月、6月と3ヶ月連続でドラグ・ショベル(クレーン仕様作業もあり)が転倒しています。災害の内容はこれまでの101日運動通信をご覧ください。いずれも幸いなことに死亡とはなっていないものの、1件は運転席から投げ出され頸椎損傷などの重傷となっています。ほか2件は運転席から投げ出されず幸いなことに不休と休業1日ですみました。不休災害ですんだ工事現場の責任者は「シートベルトに助けられました」と心の底から話していました。不休ですむか死亡になるかは運です、選ぶことはできません。とすればそもそも転倒しないようしなければいけません。法律(安衛法)の中にも最低限守らなければいけないことも定められています。今年は製造業と建設業で起きています。昨年は林業でも身体に麻痺の障害を負う災害が起きています。産廃業などでも同じような機械を使うので危険性はあります。



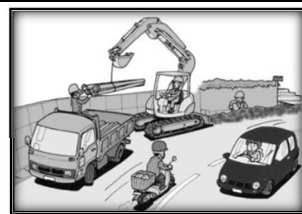
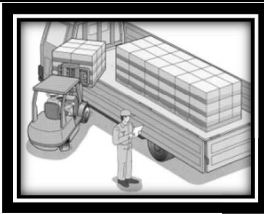
## 危険予知活動について

ある事業場から「KYT シート集のようなものはないでしょうか？」という問い合わせがありました。残念ながら監督署にちょうどよさそうなものはなかったのですが、何とか見つけた古い資料を少しだけ提供しました。

その際、こんなアドバイスもしてみました。

KYT シートの様式だけを作って、あとは職場内を無作為にデジタルカメラで写真を撮ってそれを貼ったらどうでしょうか？撮影は良い悪いは考えずに無作為でいいと思います。この方が現実的で効果的なKYになると思います。

どんな危険があるでしょう？  
**写真**  
ペタッ



## 最近の主なトピックス

食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について  
平成26年7月14日付け基安化発0714第1号

車両系建設機械構造規格第15条の表示について  
平成26年7月11日付け事務連絡  
内容 平成25年の法改正に基づき、取り替えられるアタッチメントを有する車両系建設機械は、製造者名等の事項に加え、運転者の見やすい位置に当該アタッチメントの重量及び装着することができるアタッチメントの重量が表示されているか又は運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならないこととされ、一般社団法人日本建設機械施工協会が銘板を決めていたものの、一部から分かりにくい又は誤解を与えるといった指摘があったことから、今般、新たに表示内容を検討し、銘板が示されました。

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令の施行について  
平成26年6月25日付け基発0625第2号  
内容 呼吸用保護具の使用が必要な作業として、「屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業」が加えられた。  
平成26年7月31日から施行。

## 上半期の労働災害発生状況

26年の上半期(1~6月:6月末現在)の災害統計がまとまり新聞掲載もされました。

この中の特徴的な部分を紹介します。

- 管内の休業見込4日以上(死亡)の災害は80件で前年同期の65件から著しく増加し、3年連続増加となっている。
- 業種毎に見ると、食料品製造業が前年同期0件から今年5件、木造家屋建築工事業が前年同期1件から今年7件と多発している。
- 経験期間「5年未満」だけで全体の51%を占め、年齢では若い人が多いわけではなく、50代・40代を中心とした年齢層が多発が見られること(県内の傾向も同様)。
- 同種災害が繰り返されていること。

(例:今年の死亡労働災害は前年とほぼ同じ内容)

以上から、雇入時教育や経験が浅い人に対する教育の強化、災害事例を自分・自社に当てはめての再発防止の「考動」をお願いします。

労働安全衛生法の一部を改正する法律について  
平成26年6月25日付け基発0625第4号  
内容 裏面参照

## 労働災害の報告について

労働災害が発生した際には遅滞なく所轄の労働基準監督署に所定様式により報告をしなければいけないこととなっています(休業見込4日未満の場合は四半期ごとです)。

しかし、最近、昨年に発生した労働災害の報告を今になって報告するケースが複数あります。場合によっては、「労災隠しをしていた」と見なされ書類送検されることもあります。

必ず、遅滞のない報告をお願いします。

また、職場・現場によっては緊急時の連絡体制を決めていることがありますが、「絵に描いた餅」になっているケースが多々見受けられます。他の書類関係(例えば作業手順書など)にも言えますが、きちんと活用させましょう。

最近、労働災害の報告(労働者死傷病報告の提出)を、足をひきずりながら怪我をした被災者本人が監督署に持ってくるケースが複数見られました。

この報告は、本来、事業者又は通達で安全衛生推進者の職務として示されているように安全管理の責任者が行なうべきものです。事業者の解釈として事業者自身と事業場そのものの2つがあるので、事務員さんが持ってくることも問題はありません。ただ、被災者本人に報告をさせるのはいきすぎの行為です。こういう報告をされると、監督署としては、事業者としての労働者に対する気持ちや本当に労働者のための管理に取り組んでいるのかなど、著しく疑問を感じてしまいます・・・。

本格的な暑い時期を迎えています。十分な熱中症対策を講じましょう!!



# 労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

## 1

### 化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質※1による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施※2が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務※3があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務※4となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

- 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）をご活用ください！

○「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kaq/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kaq/ras_start.html)

○使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

## 2

### ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等※1による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※2を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

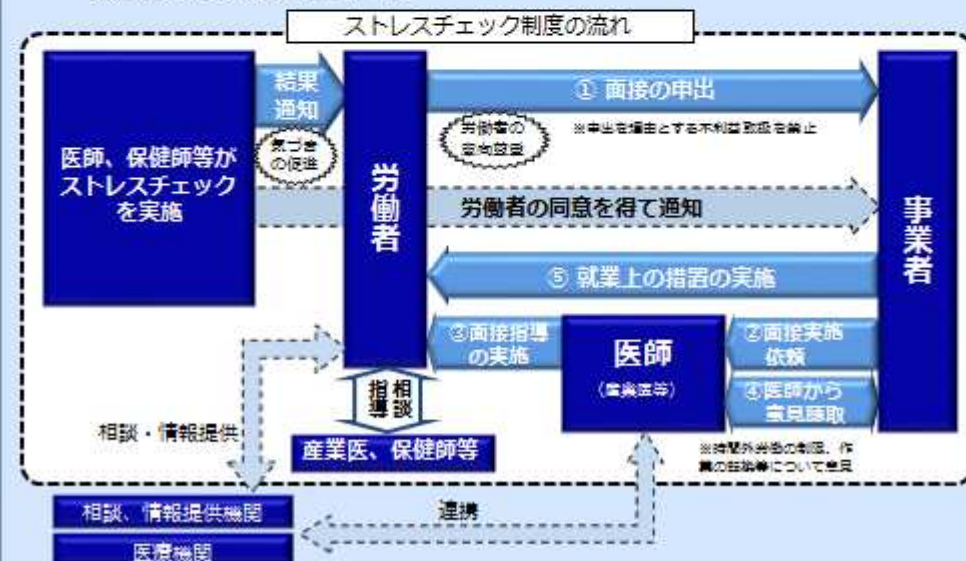
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

- 検査の結果、一定の要件※3に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※4を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。  
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



3

### 受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置\*を講じることが事業者の努力義務となります。

\* 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

#### 受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

○中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成（上限200万円）を受けられます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jiqvousya/kitsuenboushi/>

4

### 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○重大な労働災害\*1を繰り返す企業\*2に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示できるようになります。

\*1 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。

\*2 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

○計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表できるようになります。



5

### 法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

○規模の大きい工場等\*で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

\* 届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行	見直し後
<b>機械等の事前届出規制</b> ①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出	<b>機械等の事前届出規制</b> 廃止 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出

※ ①～④は「維持」

6

### 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

7

### 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録できるようになります

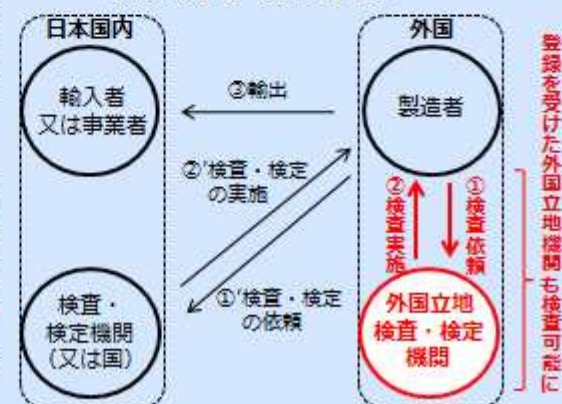
■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

○登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません\*。

\* 労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。

機械等の検査・検定の仕組み



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/)